

# 入札（見積合せ）結果調書

業務名	個人被ばく線量測定検査業務（単価契約）			
契約方法及び根拠条項	随意契約（複数単価契約） ・ 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 ・ 市立旭川病院随意契約ガイドライン2-（1）-イ			
契約の相手方	東京都文京区湯島1丁目7番12号 株式会社千代田テクノル 代表取締役 井上 任			
契約金額 (契約単価)	広範囲用測定検査 (隔壁の漏洩線量測定用を含む。)	605円	(うち、消費税及び地方消費税 55円)	
	中性子広範囲用測定検査	2,464円	(うち、消費税及び地方消費税 224円)	
	水晶体用測定検査	3,696円	(うち、消費税及び地方消費税 336円)	
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで			
契約担当課	市立旭川病院事務局 経営管理課			
入札（見積）日時	令和8年3月13日 午後3時			
<b>入札（見積合せ）結果</b>				
	業者名	第1回 (単価)	第2回 (単価)	入札等の 執行状況
1	株式会社千代田テクノル	広範囲用測定検査（隔壁の漏洩線量測定用を含む。）	550.00円	決定
		中性子広範囲用測定検査	2,240.00円	
		水晶体用測定検査	3,360.00円	
一者特命の 随意契約と した理由	1 計量法公正登録制度（JCSS）に登録されている業者から選定する。 測定機関の信頼性及び測定の品質保証を確保するため、測定に使用する線量測定器が、経産省所管の独立行政法人／製品評価技術基盤機構による計量法公正登録制度（JCSS）の「放射線・放射能・中性子」の区分に登録されている業者から委託先を選定する。 2 I L A C M R A 署名の認定機関から認定を受けている業者から選定する。 1と同様、測定機関の信頼性及び測定の品質保証を確保するため、認定証に I L A C M R A マークがある業者から委託先を選定する。 3 緊急時に速やかに対応できる体制が整っている業者から選定する。 故障・トラブルなど緊急時に速やかに対応出来るよう道内に事業所・営業所がある業者から委託先を選定する。 4 眼の水晶体用線量計を取り扱う業者から選定する。 電離放射線障害防止規則上（昭和四十七年労働省令第四十一号「第五条 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルトを、皮膚に受けるものについては一年間につき五百ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。」）、水晶体の等価線量限度の測定が必要であり、対応する線量計を取り扱っている業者から委託先を選定する。  以上の理由で選定した結果、㈱千代田テクノルのみが対象となるため、当該業者1者を対象とする随意契約とする。			